

北秋田市スポーツ・文化合宿等誘致促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツや文化活動等に係る合宿等の誘致を促進し、交流人口の拡大及び地域の活性化に資するため、市内の宿泊施設を利用したスポーツ・文化合宿等を行う団体に対して北秋田市が補助金を交付することに関し、北秋田市補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ・文化合宿等 市内のスポーツ・文化施設及び宿泊施設を利用して実施する市外からの合宿等（大会参加に係る宿泊は除く。以下「合宿等」という。）
- (2) スポーツ・文化団体 小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生又は社会人が所属するスポーツ・文化部、団体等（同好会を含む。）
- (3) スポーツ・文化施設 公立又は民間のスポーツ施設、学校体育施設及び文化施設、その他合宿で利用する施設
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に係る施設（キャンプ場、バンガロー等は除く。）
- (5) 延べ宿泊者数 合宿参加者の宿泊日数の合計
- (6) 延べ利用者数 合宿参加者の秋田内陸縦貫鉄道利用日数の合計

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿等を実施する市外のスポーツ・文化団体とする。ただし、保護者、付添人を除く。

(交付の要件等)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内のスポーツ・文化施設を利用し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊して実施すること。
- (2) 合宿等に参加する者が5人以上であること。

- (3) 宿泊日数が連続2日間以上で、延べ宿泊者数が10名以上であること。
 - (4) 当該年度の3月31日までに終了する合宿等であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。
- (1) 営利を目的としている場合
 - (2) 宗教的又は政治的活動を目的としている場合
 - (3) 市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けている場合
 - (4) その他市長が不相当と認める場合

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金額	補助限度額
合宿等に関する経費のうち宿泊費	1日3,000円×延べ宿泊者数 (ただし、1日の宿泊費が3,000円に満たない場合は実費とする)	1団体につき1年間 合わせて30万円を 限度とする
合宿等に関する経費のうち宿舎からスポーツ・文化施設までの移動として利用した秋田内陸縦貫鉄道料金	1日1人あたり500円×延べ利用者数 (ただし、1日の利用料金が500円に満たない場合は実費とする)	

(補助金の交付申請)

第6条 補助金対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、合宿等の開始日まで、交付要綱第3条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等(変更)計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 合宿等参加者名簿(様式第3号)

(補助金の交付決定)

第7条 前条により補助金交付申請があったときは、市長は内容を審査し補助金等の交付の決定を行い、速やかに交付要綱第5条の交付決定通知書により通知しなければならない。

(補助事業の中止)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金交付の決定通知を受けた場合にお

いて、補助事業を中止したときは、補助事業中止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の変更交付申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、申請した内容に変更が生じた場合、補助金変更交付申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等（変更）計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 合宿参加者名簿（様式第3号）

（変更交付決定の通知）

第10条 市長は、前条による補助金変更交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、速やかに変更交付決定通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

（補助金等の交付の決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業等に関して補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金等を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載に虚偽があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は補助金等の交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消した場合は、補助事業者に交付要綱第9条の補助金等交付決定取消通知書により通知するものとする。

（実績報告書）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、合宿等が終了したときは、交付要綱第10条の補助事業等実績報告書に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書（様式第4号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第3号）
- (3) 宿泊証明書（様式第5号）

- (4) 収支決算書（様式第2号）
- (5) 秋田内陸縦貫鉄道乗車証明書（様式第6号）
- (6) その他必要と認められる書類

（補助金等の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金等の実績について検査を行い、その結果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められるときは、補助金等の額を確定し、当該補助事業者に交付要綱第11条の補助金等確定通知書を交付しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。